

誤って印紙税を納付した場合、返してもらえるの？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士・行政書士 山端美德



リサ

この間、注文を受けた建物建設工事の注文請書に収入印紙を貼って先方に提出したら、収入印紙の額が多すぎると言われたのですが。



サキ先生

建設工事の注文請書は、通常の請負契約書より印紙税額が軽減されていますよ。ところで、いくら多かったのですか。



リサ

記載金額が1,600万円の注文請書なのですが、15,000円の収入印紙を貼っていました。でも、調べてみると、平成26年4月から平成30年3月までに作成する建設工事の請書は、10,000円に変更になっていました。

以前、先生から「税額が変わるから、注意してね」と言われたのを思い出しました。どうすればいいでしょうか。



サキ先生

この場合、作成者である当方において差額分の還付を受けることになります。具体的には、税務署に「印紙税過誤納確認申請書」の提出をすることになりますが、その際、印紙を貼った注文請書を提示する必要がありますので、先方から預かってください。そこで確認を受けることによって、多く納めた5,000円は当方の銀行口座に後日振込入金されることになります。

また、注文請書については、確認印を押印のうえ返却してもらいます。



リサ

還付の手続きはいつまでに行わなければいけないですか。



サキ先生

印紙を貼り付けた日から5年の間に請求手続きを行わなければいけません。



リサ

今回のように多く納めた場合のほかにも還付請求ができる場合がありますか。



サキ先生

印紙税がかからない文書に誤って印紙を貼った場合や、印紙を貼ったものの契約書の作成途中で書損などにより使用する見込みがなくなった場合なども、還付の対象となります。

ただし、契約書として成立した後に、修正または変更などにより、再度契約書を作成するような場合には、一旦契約が成立しているため、修正または変更前の契約書は還付の対象にはならないので注意してください。



リサ

収入印紙で使用見込みのないものも返してもらえるのですか。



サキ先生

不要になった未使用の収入印紙は、印紙税として還付を受けることができませんし、郵便局で買いたい戻しもできません。

ただし、郵便局の窓口で手数料を支払って他の額面の収入印紙と交換することができます。



リサ

わかりました。

そういうえば、領収書に貼る収入印紙も今まで3万円未満が非課税だったのが、平成26年4月以降に交付する場合は5万円未満まで非課税となりましたね。気をつけないと！

筆者紹介

山端美德（やまはた・よしのり）

1963年生まれ。国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門、同消費税課などを経て、神奈川県相模原市で税理士登録。中小企業を中心に財務・税務サービスを行う。認定経営革新等支援機関。